

No	1
----	---

事業年度	自	平成22年3月1日	法人コード	A003965
	至	平成23年2月28日	法人名	社団法人日本水産学会

別表C(4) 資産取得資金

別表C(2) 控除対象財産 における 3. 資産取得資金の明細となるほか、別表A(2) 収支相償（収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合） における公益資産取得資金に関する調整の算出に用います。

事業番号	公 共通	資産取得資金の名称 (貸借対照表科目名)		事務機能合理化推進資金
	対象となる資産の名称	業務支援システム再構築		
	当該資金の目的	公益法人化に伴い、新会計基準にあった会計ソフトを平成24年度に導入する。(ソフトのバージョンアップ)		
	計画期間(事業年度)	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度 (3 年間)		
	資産取得等予定時期	平成24年度		
	資産の取得等に必要額の算定方法	見積もりによる		
	資産全体に占める公益目的事業に使用する割合(%)*1 (共用財産の場合のみ)	50.0 %	資産全体に占める公益目的事業に使用する割合の説明 (共用財産の場合のみ)	使用実績に基づき50%づつとしている。

※1 資産の区分が可能な場合には資産の配賦割合を、物理的な特定が困難で一の資産とした場合には使用割合を記載してください。

1. 控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】

年度	利益の繰入割合(※2)		積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	積立限度額
	50%	50%超				
21	前年度				3,603,270 円	
22	当年度	○	625,000 円		4,228,270 円	4,828,270 円
23	次年度		600,000 円	0 円	4,828,270 円	4,828,270 円
24	次々年度		円	4,828,270 円	0 円	0 円
	3年度後		円	円	円	円

※2 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合について、該当欄を選択してください。

2. 公益目的事業全体の収支相償における公益資産取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該資産取得資金が、公益資産取得資金であり、かつ、当年度に収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合のみ記載が必要です。】

【当年度】 ※3 収支相償上の積立額は、収支相償上の積立限度額の範囲内で記載してください。

年度	収支相償上の積立限度額	収支相償上の積立額 ※3	収支相償上の資産取得資金の額(累計)
前年度			円
当年度	円	円	円

収支事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合は、この数値を、別表A(2) (収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合) の公益資産取得資金に関する調整(12欄) (費用) に算入してください。